

新潟市障がい者地域自立支援協議会移動支援部会 最終報告（骨子）

平成 21 年 9 月 14 日
新潟市障がい者地域自立支援協議会
移 動 支 援 部 会

1. 制度サービスの内容

(通学、通所)

- ・ 適切なアセスメントを行い真にやむを得ないと判断される場合は、最大週 3 回までの通学又は通所の利用について制度として認めるべき。
- ・ 今後教育部局と連携を図り、各学校にアンケート調査を行うなど通学における支援ニーズを的確に把握する必要がある。
- ・ 日中一時支援事業所が積極的な送迎サービスを実施するため、報酬上の送迎加算を設けることを検討するべき。

(グループ支援)

- ・ グループ支援について、利用者の人数により報酬額が増額される算定方式に見直すべき。

(宿泊を伴う旅行)

- ・ 一泊以上の旅行への利用についても、一定の条件の中で認容するべき。

2. 関連サービスについて

- ・ 放課後等デイサービス事業が創設されるまでの間、日中一時支援事業及び児童デイサービスを活用することにより、放課後や長期休暇中の一時預かりや療育支援を強化することが必要。

3. 対象者

(発達障がい)

- ・ 移動支援事業の対象者にも発達障がい者が含まれることを明確化し、医師の診断書等によりサービスを受給することができるなど必要な手続き方法を広く周知・広報するべき。

(全身性障がい)

- ・ 常時車いすを利用する者についても移動支援事業の対象者とする 것을検討すべき。ただし、高齢で障がいとなり常時車いすを利用する者を全て新規利用の対象とすることは、現時点における社会資源の関係上困難であることに留意が必要。

4. 支給決定

(ケアマネジメント)

- ・ ケアマネジメント制度については、障害福祉サービスのケアマネジメントの導入と併せて検討することが適当。

(支給量)

- ・ 真に必要な利用時間を制限しない条件で、利用の標準的な時間を設定し、支給決定の際に参考とする方法も検討するべきである。

5. 報酬

- ・ 移動支援事業者の経営収支を調査したところ、平成 21 年度は収支が改善されている。

6. 利用者負担

- ・ 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案において、障害福祉サービスの利用者負担については、負担能力に応じた負担が原則であることが明確化されていることから、法改正の動きを注視し、地域生活支援事業の利用者負担の設定を検討するべきである。

7. ヘルパー・事業所の課題

(ヘルパー養成等)

- ・ 新潟市移動支援従事者養成研修を活用することにより、ガイドヘルパーの確保を一層推進するべき。

(事業所の不足)

- ・ 本部会は、新潟市内の障害福祉サービスを担う社会福祉法人が、その社会的責任や法人理念に鑑み、移動支援事業を実施することを強く要望する。

8. 個別論点

(公共交通の利用等について)

- ・ 障がい者が安心して公共交通機関を利用し外出できるよう、必要に応じ、実情の把握及び関係機関との調整に努力するべき。

(周知、広報について)

- ・ 移動支援事業についての利用者向けガイドブックを作製するなどにより、周知、広報を行うことが望ましい。